

## その他の相談

キーワード：名義変更

H26	Q1	祖父の名義の土地を自分の名義に変更したいが、権利者が多数おり、その中の一部の人が反対しており、名義の変更ができない。
	A	家庭裁判所に申し立てを行い、調停をおこなってもらう方法がある。調停が不調に終わった場合は改定裁判所に審判をしてもらう。

キーワード：損害賠償

H28	Q2	大規模災害により、土地改良区が管理する用水パイプラインが破損・漏水し、イチゴハウスのイチゴが冠水し損害が出た。そこで、このイチゴの生産者が土地改良区に対して売れるはずだった数十万円のイチゴの補償を求めてきた。この用水パイプラインは、圃場整備事業で設置された。 また、パイプラインはイチゴハウスの敷地を横断しているが、土地の所有者とは何の協定等も締結されていない。土地改良区は補償しないとイケないのか。
	A	土地改良区管理の用水パイプラインが破損・漏水し、イチゴハウスが冠水。損害を受けた。損害賠償請求あり。 土地改良区は地方公共団体であるから、国家賠償法の適用がある。

キーワード：地区除外

H30	Q3	相続放棄された農地が、荒廃し農地として利用されない場合、地区から排除することは可能か。
	A	土地改良法第66条に以下の定めがある。「地区内にある土地が、その土地改良区の事業により利益を受けないことが明らかになった場合において、その土地についての組合員の申出があるときは、その土地改良区は、その土地をその地区から除外しなければならない。」 したがって事業により利益を受けないことが明らかであり、かつ、組合員の申出があれば除外しなければならない。

キーワード：競売

R2	Q4	土地改良区で農地の競売はできるのか。できるのであれば方法を教えてほしい。
	A	賦課金などの滞納処分として、競売はできる。（競売方法は以下を参考にされたい。土地改良法第36条、第39条、国税徴収法第47条、第68条、第94条） 賦課金でない債権については私債権であるから、裁判で債権を確定させて強制競売をする。

キーワード：筆界未定

R5	Q5	筆界未定の農地に対して従前の地番、面積で滞納処分を行うことができるのか。
	A	境界未定であっても、実際に耕作している地積により賦課しなければならない。従前の土地の面積と実際に耕作している土地の面積が異なるとなれば賦課金を変更しなければならない。この変更した賦課金で滞納処分を行うことは可能である。

※質問及び回答に記載の各法令の内容等については、相談があった当時（表中の年度参照）のものである点にご留意ください。